

サザンガクサテライトオフィス(個人ブース) 使用許可申請要項

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターが運営するサザンガクサテライトオフィス(個人ブース)の使用事業者を募集します。

本施設は、単なる執務環境を提供するだけでなく、異業種との交流や連携を促進することで産業創発や地域産業活性化に繋げるための拠点であることから、使用に当たっては審査を実施します。

使用を希望される方は、下記内容をご確認の上、必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

1 サザンガクサテライトオフィス

(1) 所在地

長野県松本市大手3丁目3番9号 NTT東日本大名町ビル 1階

(2) 募集対象区画

区画	面積	供用開始	月額使用料(税込)
No9	約 2.4 m ²	2025年4月～	14,000円 (別途共益費 3,000円)

※入館・入室時に必要となるセキュリティカードは、各区画1枚貸与

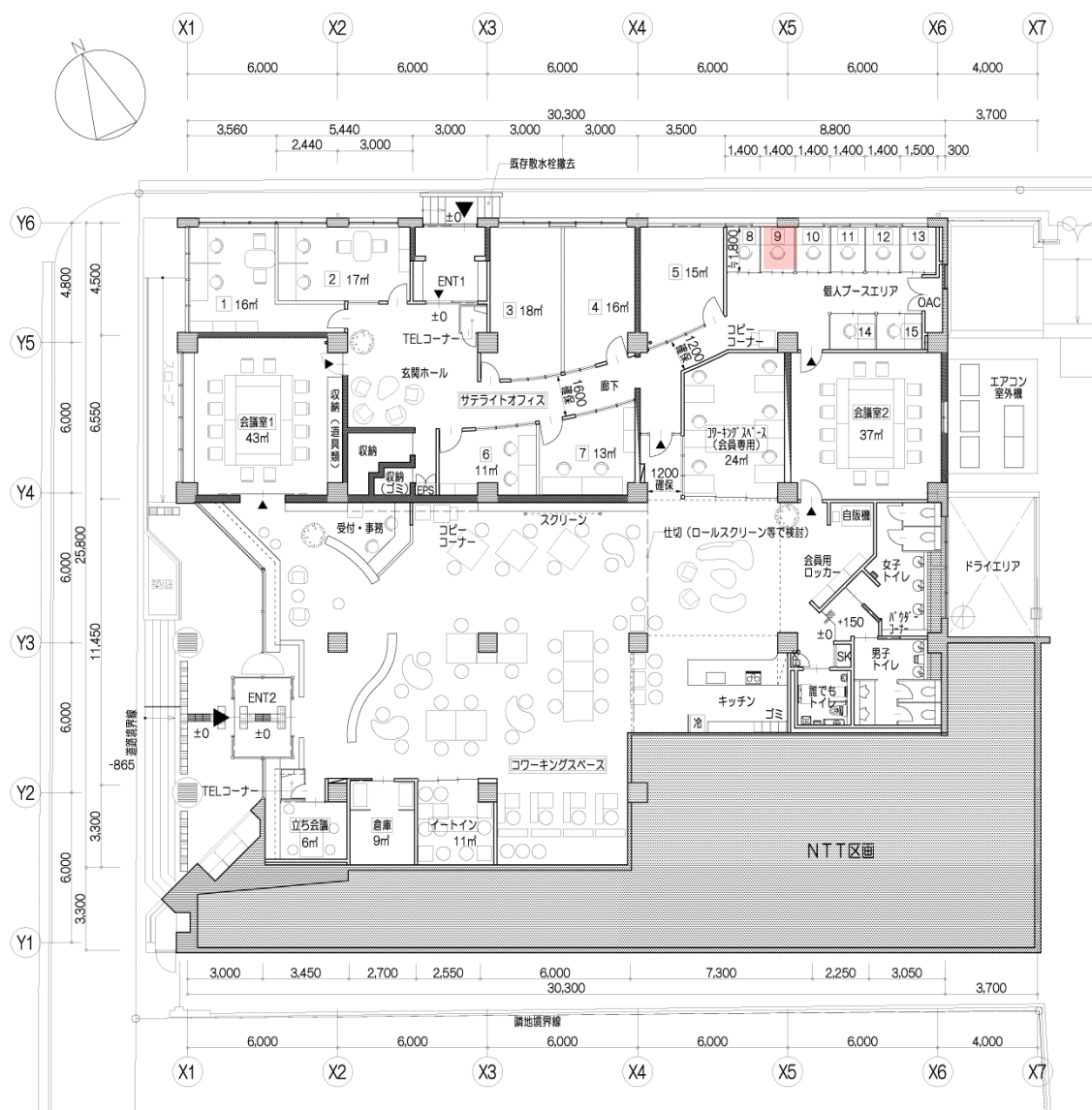
(3) 主な付帯サービス

- ア サテライトオフィスは24時間入退室可
- イ 光回線による高速インターネット環境(各区画)
- ウ 専用の郵便受け
- エ 事務所の登記可
- オ 各区画は電子錠により施錠
- カ 会話が外から聞き取りにくい電話コーナー
- キ 併設するコワーキングスペース(約300m²)の利用
- ク コワーキングスペース内の会議室(要予約)
- ケ 複合プリンター(料金別途)
- コ サザンガク利用者等との交流支援
- サ 隣接するテレワークオフィスワーカーへの業務発注(料金別途)

(4) 使用許可期間

- ア 使用許可期間は3年、更新は原則1回まで
- イ 既に当サテライトオフィスに入居している事業者が別の区画へ移動する場合、使用許可期間はリセットされません。

(5) サザンガクテライトオフィス・ワーキングスペース平面図 (:募集対象区画)



(6) その他

- ア 電話回線は個別契約が必要です。
- イ 施設に専用の駐車場はありません。
- ウ 個人ブースには、予め机と椅子のみご用意があります。
- エ 個人ブースは完全な個室ではなく、上部が空いています。
- オ 倉庫等としての利用、また寝泊り等居住の用に供することはできません。

2 申込要件

次にあげる条件を満たし、使用料の支払い能力のある事業者の申込みが可能です。

- (1) 新たなビジネス創出に関心があり、市内事業者やサザンガク利用者等とのコラボレーションを必要としている者
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者
- (3) 政治的・宗教的活動、またはマルチ商法及びそれに準ずるビジネスに関する行為を行わないこと
- (4) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

3 申請方法

「サザンガク施設使用許可申請書」及び次の添付書類を下記申請先へ郵送または持参してください。

添付書類	法人 ^{※1}	個人
① 企業経歴書(別紙様式)	○	○
② 事業計画書(様式任意) ^{※2}	○	○
③ 登記事項証明書 ^{※3}	○	—
④ 身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカードの写し)	—	○
⑤ 最新の決算書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書)	○	—
⑥ 最新の確定申告書	—	○
⑦ 市町村納税証明書(滞納がない証明書) ^{※3}	○	○
⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の3】 ^{※3}	○	—
⑨ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の2】 ^{※3}	—	○

※1 上記「法人」には、商号登記している個人も含まれます。

※2 事業計画書は、サザンガクを拠点に展開しようとしている内容を中心にご記載ください。

※3 ③⑦⑧⑨は、発行後3か月以内のものをご提出ください。

4 申請期限

2025年3月17日(月) 午後5時まで

5 事業者選定及び許可決定

(1) 申請書及び添付書類について審査を行います。主な審査項目は次のとおりですので、事業計画書は下記ア～エを踏まえた内容としてください。また、事業計画書は、サザンガクを拠点に展開しようとしている内容を中心にご記載ください。

ア 共創・事業連携の可能性 【特にこの点を重視します】

市内事業者やサザンガク利用者等とのコラボレーションや事業連携による相乗効果が期待できる。

イ 事業の先進性・将来性

事業計画や内容が先進的であり、今後のニーズの高まりが期待できる。

ウ 若者の市内定着への貢献

事業内容、活動、働き方等が若者にとって魅力的であり、市内定着についての貢献が期待できる。

エ 事業の現実性・継続性

事業計画が現実的であり、継続性が見込まれる。

(2) 審査の結果によっては、使用が認められない場合があります。

(3) 使用許可となった事業者(以下「許可事業者」)には、施設使用許可書を交付します。

(4) 許可事業者には、施設使用開始までに誓約書(別途依頼)を提出いただきます。

(5) 使用区画については、審査において評価の高かった事業者の希望を優先します。

(6) 使用開始期日は、許可事業者と別途ご相談のうえ設定します。

(7) 審査及び評価の内容や結果、理由等については、お問合せいただいても一切お答えできません。

(8) 提出書類等の審査資料は返却しませんのでご了承ください。

6 申請先・お問合せ

一般財団法人松本ものづくり産業支援センター サザンガク

〒390-0874 長野県松本市大手3丁目3番9号 NTT東日本大名町ビル1階

電話 0263-33-0339 (平日 午前10時～午後7時)

E-mail info@33gaku.jp